

むつ市議会第223回定例会会議録 第7号

議事日程 第7号

平成27年3月20日（金曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第1 議案第1号 むつ市教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例
- 第2 議案第2号 むつ市ふるさと納税寄附金基金条例
- 第3 議案第3号 むつ市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例
- 第4 議案第4号 むつ市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- 第5 議案第5号 むつ市キッズパーク条例
- 第6 議案第6号 むつ市大湊展望台条例
- 第7 議案第7号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
- 第8 議案第8号 むつ市行政手続条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第9号 むつ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 第10 議案第10号 むつ市職員の給与の特例に関する条例
- 第11 議案第11号 むつ市太陽の恵み基金条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第12号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第13号 むつ市指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及びむつ市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第14号 むつ市保育所条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第15号 むつ市斎場条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第16号 むつ市消防団条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第17号 むつ市図書館資料購入基金条例を廃止する条例
- 第18 議案第18号 むつ市地域福祉基金条例を廃止する条例
- 第19 議案第19号 むつ市地域の元気臨時交付金基金条例を廃止する条例
- 第20 議案第20号 むつ市ふるさと活性化対策基金条例を廃止する条例
- 第21 議案第21号 むつ市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例
- 第22 議案第22号 財産の取得について
(都市計画道路横迎町中央2号線の道路用地を取得するためのもの)
- 第23 議案第23号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について

- 第24 議案第24号 新市まちづくり計画の変更について
- 第25 議案第25号 むつ市過疎地域自立促進計画の変更について
- 第26 議案第26号 公有水面埋立てに係る意見について
- 第27 議案第31号 平成26年度むつ市下水道事業特別会計補正予算
- 第28 議案第32号 平成26年度むつ市水道事業会計補正予算
- 第29 議案第33号 平成27年度むつ市一般会計予算
- 第30 議案第34号 平成27年度むつ市国民健康保険特別会計予算
- 第31 議案第35号 平成27年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算
- 第32 議案第36号 平成27年度むつ市介護保険特別会計予算
- 第33 議案第37号 平成27年度むつ市下水道事業特別会計予算
- 第34 議案第38号 平成27年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算
- 第35 議案第39号 平成27年度むつ市魚市場事業特別会計予算
- 第36 議案第40号 平成27年度むつ市水道事業会計予算
- 第37 報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成26年度むつ市介護保険特別会計補正予算)

【議案質疑、討論、採決】

- 第38 議案第41号 平成26年度むつ市一般会計補正予算

【議員提出議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

- 第39 議員提出議案第1号 むつ市議会委員会条例の一部を改正する条例
- 第40 議員提出議案第2号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（25人）

2番	横 垣 成 年	3番	工 藤 孝 夫
4番	佐々木 肇	5番	川 下 八 十 美
6番	目 時 睦 男	7番	村 川 壽 司
8番	佐 賀 英 生	9番	東 健 而
10番	石 田 勝 弘	11番	富 岡 幸 夫
12番	斉 藤 孝 昭	13番	濱 田 栄 子
14番	浅 利 竹 二 郎	15番	中 村 正 志
16番	半 田 義 秋	17番	村 中 徹 也
18番	大 瀧 次 男	19番	富 岡 修
20番	佐々木 隆 徳	21番	上 路 徳 昭
22番	鎌 田 ち よ 子	23番	菊 池 光 弘
24番	岡 崎 健 吾	25番	白 井 二 郎
26番	山 本 留 義		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	宮 下 宗 一 郎	副 市 長	新 谷 加 水
教 委 員 育 会 長	高 瀬 厚 太 郎	教 育 長	遠 島 進
公 管 理 企 業 者	遠 藤 雪 夫	代 監 査 委 員	阿 部 昇
総 務 政 策 長	伊 藤 道 郎	財 務 部 長	石 野 了
民 生 部 長	松 尾 秀 一	保 健 福 祉 長	花 山 俊 春
経 済 部 長	浜 田 一 之	建 設 部 長	鏡 谷 晃
下 水 道 長	酒 井 嘉 政	川 内 庁 舎 長	松 本 大 志
大 所 畑 庁 舎 長	畑 中 恒 治	協 野 所 沢 長	白 尾 芳 春
会 管 理 計 者 務 部 事 長	鹿 内 徹	選 挙 管 理 会 長	館 健 二
監 事 監 事 次	竹 山 清 信	農 委 員 局 業 会 長	工 藤 初 男

教育部長	古川俊子	營企業長	齊藤鐘司
務部策監	高橋	務部事長	川西伸二
策進	野義厚	部策監	柳谷孝志
務部事整長	氏家剛	健部事庭長	掛端正広
財政副企課	二本柳	部事光長	金澤寿々子
務理課	坂井隆	務部策長	須藤勝広
財政副課	吉田和久	部産長	雪田一彦
部策監	二本柳	務部課幹	中村智郎
舎事設長	小島勝		
畑理建			
大副産課			
經産課			
經水課			
總政總主			

事務局職員出席者

事務局長	柳田諭	次長	濱田賢一
總括主幹	佐藤孝悦	主幹	小林立睦子
主任主査	村口一也	主事	山本翼

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（山本留義） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は25人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（山本留義） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

3月12日、各委員会に付託いたしました議案の審査結果について、総務教育、産業建設、民生福祉の各常任委員長及び予算審査特別委員長からそれぞれ会議規則第111条の規定に基づき、委員会審査報告書の提出がありました。なお、報告書はお手元に配布しておりますので、ごらん願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（山本留義） 本日の会議は議事日程第7号により議事を進めます。

◎日程第1～日程第37 委員長報告、 質疑、討論、採決

○議長（山本留義） 日程第1 議案第1号 むつ市教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例から、日程第37 報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてまでの37件を一括議題といたします。

委員会付託した議案についての各委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長から報告を求めます。

まず、議案第1号、議案第2号、議案第7号か

ら議案第11号まで、議案第16号、議案第17号、議案第19号及び議案第23号から議案第25号までについて、総務教育常任委員長の報告を求めます。総務教育常任委員長。

（10番 石田勝弘議員登壇）

○10番（石田勝弘） 総務教育常任委員会に付託されました議案13件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月12日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案のうち、議案第9号及び議案第10号の2議案につきましては、反対討論がありましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定し、ほか11議案につきましては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第1号 むつ市教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例についてであります。理事者側から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育委員会教育長の勤務時間等について定めるためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第2号 むつ市ふるさと納税寄附金基金条例についてであります。理事者側から、ふるさと納税による寄附金の用途を明確にするとともに、より効果的な基金の運用をもって、市が実施する事業を計画的に推進するため、基金を創設するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、地元特産品の数と金額について、また、寄附をされた方に特産品を贈ることについて、どのように考えているのかとの質疑があり、理事者側から、現在、陸奥湾産活ホタテ

など9品目、金額は送料込みで約5,000円として
いる。また、寄附をされる方も特産品を重視しな
がら自治体を選ぶ方も多く、今後も地元特産品の
充実に努めたいとの答弁がありました。

次に、議案第7号 地方教育行政の組織及び運
営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴
う関係条例の整備等に関する条例についてであり
ますが、理事者側から、地方教育行政の組織及び
運営に関する法律の一部改正に伴い、教育委員会
教育長の給与等について関係条例の整備等をする
ためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、教育委員会は毎月開催さ
れているのか、また、教育長の給与額の根拠につ
いて質疑があり、理事者側から、教育委員会は毎
月開催されている。また、教育長の給与について
は、むつ市特別職報酬等審議会からの答申を参考
に決められているとの答弁がありました。

次に、議案第8号 むつ市行政手続条例の一部
を改正する条例についてであります。理事者側
から、行政手続法の一部改正に準じ、市が行う行
政指導及び行政処分に関し必要な事項を定めるた
めのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、これまで行政指導及び行
政処分を行ったことはあるのかとの質疑があり、
理事者側から、行政指導については空き家等の適
正管理に関する条例等で55件の行政指導が行われ
ているとの答弁がありました。

次に、議案第9号 むつ市職員の給与に関する
条例等の一部を改正する条例についてあります
が、理事者側から、青森県人事委員会の県職員の
給与に関する勧告に鑑み、市職員の給与月額等の
改定、管理職員特別勤務手当に係る支給事由の拡
大等を行うためのものであるとの説明がありまし
た。

これに対し委員から、世代間に配慮したものにな
っているのかとの質疑があり、理事者側から、

県人事委員会が地域間及び世代間の給与配分の見
直し、職務の勤務実績に応じた給与配分の観点か
ら行った内容となっているとの答弁がありました。

次に、議案第10号 むつ市職員の給与の特例に
関する条例についてであります。理事者側から、
市の財政状況に鑑み、平成27年4月1日から平成
28年3月31日までの間の市職員の給与月額を一律
3%減額するためのものであるとの説明がありまし
た。

これに対し委員から、3%減額する以前にやる
べきことはあると思うが、部署の人員の見直し等
の議論はあったのかとの質疑があり、理事者側か
ら、現在、市で策定している定員適正化計画から
しても計画を上回る職員数の削減などを行って
おり、人件費の抑制、行財政改革に努めている。ま
た、平成27年度においても組織等の見直しを行う
こととしており、これ以上の職員数の削減は市民
サービスへ影響を及ぼすものと考えているとの答
弁がありました。

次に、議案第11号 むつ市太陽の恵み基金条例
の一部を改正する条例についてであります。理
事者側から、基金の用途について、これまでの太
陽光発電システム、再生可能エネルギー導入の支
援に加え、植栽や植樹等の促進といった環境保全
活動に関する事業にも範囲を拡大するためのもの
であるとの説明がありましたが、委員からの質疑
等はありませんでした。

次に、議案第16号 むつ市消防団条例の一部を
改正する条例についてであります。理事者側か
ら、消防団員の処遇改善を図るため、任務に危険
性が伴う水火災その他の災害等に係る警戒の職務
に従事した場合の費用弁償額を増額するためのも
のであるとの説明がありました。

これに対し委員から、過去2年間の出動件数と
費用弁償の増額分について質疑があり、理事者側

から、平成24年度は出動件数733件で、改定後の額で計算した場合21万9,900円の増額、平成25年度は出動件数932件で、同じく27万9,600円の増額になるとの答弁がありました。

次に、議案第17号 むつ市図書館資料購入基金条例を廃止する条例についてであります。理事者側から、当該基金は平成12年4月に開館した図書館の図書資料の充実を図るため、平成7年3月に基金を設置し、平成7年度に500万円を積み立て、その後、平成12年度までに寄附金等によりさらに268万円を積み立てしていたが、図書館開館時に基金を取り崩し図書を購入して以降、基金の活用がなく、図書館開館時における図書資料の充実を図るという所期の目的を果たしていることから、今回基金を廃止するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第19号 むつ市地域の元気臨時交付金基金条例を廃止する条例についてであります。理事者側から、平成24年度の国の経済対策に伴い実施した事業に係る地方負担分を軽減するために国から交付された交付金を、平成25年度に基金を設置し積み立てしたものであるが、平成26年度中に基金の全額を取り崩し、起債を充当して実施する建設事業に交付金を振り替えて財源充当することとしており、今年度で基金残高がゼロになることから、今回基金を廃止するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第23号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についてありますが、理事者側から、青森地域広域消防事務組合が本年3月31日をもって解散することなどにより、組合を組織する地方公共団体数の減少及び組合規約を変更するためのものであるとの説明があ

りましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第24号 新市まちづくり計画の変更についてであります。理事者側から、新市まちづくり計画を変更することを条件に、合併特例債を起すことができる期間を10年から15年へと延長することが可能となったことから、計画の一部を変更するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、定住自立圏構想もこの計画に反映されているのかとの質疑があり、理事者側から、新市まちづくり計画と定住自立圏構想は別なものとして捉えているとの答弁がありました。

次に、議案第25号 むつ市過疎地域自立促進計画の変更についてであります。理事者側から、川内地区の湯野川ガラスハウス解体事業に過疎対策事業債を充当するため、計画の一部を変更するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、湯野川ガラスハウス解体事業費と過疎債の活用に対する市の考え方について質疑があり、理事者側から、解体事業費は今年度実施した設計業務委託料69万円も含め約1,400万円となっており、また、過疎債の活用は必要であり、今後も必要であれば計画を変更しながら活用していきたいとの答弁がありました。

以上で、総務教育常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（山本留義） これで総務教育常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第6号、議案第20号、議案第22号、議案第26号、議案第31号及び議案第32号について、産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

（24番 岡崎健吾議員登壇）

○24番（岡崎健吾） 産業建設常任委員会に付託さ

れました議案6件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月12日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第6号 むつ市大湊展望台条例についてであります。理事者側から、観光旅行者及び市民に芦崎湾の美しい景色を望む安らぎの場を提供するとともに、観光の振興及び交流の促進に資することを目的として大湊展望台を設置するためのものであり、名称を「北の防人大湊海望館」とし、使用料は無料、開館時間は午前10時から午後8時までで、4月下旬に「北の防人大湊 安渡館」との同時オープンを予定しているとの説明がありました。

これに対し委員から、観光施設として午前10時の開館は遅いのではないかと質疑があり、理事者側から、安渡館と一体で管理するため開館時間を合わせたものであり、今後の観光客等の動向を把握したうえで検討していきたいとの答弁がありました。

また、別の委員から、安渡館を含めた指定管理について質疑があり、理事者側から、3年間をめぐりに直営で管理を行い、経費の状況を見ながら、指定管理者による管理に向けて検討していきたいとの答弁がありました。

次に、議案第20号 むつ市ふるさと活性化対策基金条例を廃止する条例についてであります。理事者側から、農村地域における活性化対策として、生産基盤及び生活基盤の一体的整備を図るために旧川内町及び旧大畑町で平成5年に設置さ

れ、平成17年の合併に伴い統合し改めて設置したものであり、平成19年度までは農道、林道の維持費等に充当してきたが、平成20年度以降は基金の残額も少なく活用もないことから廃止するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第22号 財産の取得についてありますが、理事者側から、都市計画道路横迎町中央2号線の道路用地5,116.76平方メートルを取得するものであり、取得価格は土地鑑定から6,903万4,862円であるとの説明がありました。

これに対し委員から、完成までのスケジュール及び未取得部分の地権者数について質疑があり、理事者側から、平成29年度をめどに用地補償等を進めていき、工事については、第1工区を平成28年度及び平成29年度で、第2工区を平成30年度及び平成31年度で施工する予定としている。また、未取得部分の地権者数については、現時点で用地が確定している部分が3名、用地が確定していない部分ではおおよそ33名と見込んでいるとの答弁がありました。

また、別の委員から、地番ごとの価格について質疑があり、理事者側から、宅地相当とされる中央二丁目162番6ほか2筆が、1平方メートル当たり2万4,000円、宅地見込みとされる中央二丁目160番1のうちが、1平方メートル当たり1万3,400円、無道路地とされる中央2丁目156番3ほか6筆が、1平方メートル当たり1万500円であるとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、今後の建物等の移転補償について質疑があり、理事者側から、今後居住建物6棟及び倉庫ほか5棟の移転が見込まれており、現在補償調査を行っているとの答弁がありました。

また、別の委員から、そのほかの地権者との契約について質疑があり、理事者側から、用地が確

定している分については、春以降に再度地権者立ち合いのうえで確認を行い、その後買収について協議し契約となるが、第2工区側にも所有地がある地権者については、両工区内の用地確定後の契約手続となるとの答弁がありました。

次に、議案第26号 公有水面埋立てに係る意見についてであります。理事者側から、市が行う関根漁港区域内の公有水面埋め立てについて、公有水面埋立法第3条第1項及び青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例第16条第2号の規定に基づき、異議のない旨を述べるためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第31号 平成26年度むつ市下水道事業特別会計補正予算についてであります。理事者側から、社会資本整備総合交付金事業費の確定及び下水浄化センターの維持管理に係る各業務の入札結果等により、1億4,006万2,000円を減額するものであり、これにより補正後の歳入歳出予算総額は13億8,130万5,000円となるとの説明がありました。

これに対し委員から、社会資本整備総合交付金事業費の確定による工事費の減額について質疑があり、理事者側から、1億1,982万円が工事費から減額となり、それに伴い、事業計画の中で需要の多い地区を優先的に工事していくことになるとの答弁がありました。

次に、議案第32号 平成26年度むつ市水道事業会計補正予算についてであります。理事者側から、決算見込みにより補正するものであり、収益的収入及び支出において、支出では3,220万1,000円を、収入では5,766万9,000円をそれぞれ減額しているほか、資本的収入及び支出において、支出では1億1,104万1,000円を、収入では1億2,901万1,000円をそれぞれ減額しているとの説明がありました。

これに対し委員から、川内地区で発生した断水に伴う経費について質疑があり、理事者側から、川内地区の災害における支出については、総額で842万9,521円となっているとの答弁がありました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（山本留義） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第3号から議案第5号まで、議案第12号から議案第15号まで、議案第18号、議案第21号及び報告第3号について、民生福祉常任委員長の報告を求めます。民生福祉常任委員長。

（8番 佐賀英生議員登壇）

○8番（佐賀英生） おはようございます。民生福祉常任委員会に付託されました議案9件、報告1件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月12日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案のうち議案第12号につきましては、異議がありましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定し、ほか8議案、1報告につきましては、全会一致で原案のとおり可決、承認すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

まず、議案第3号及び議案第4号につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による介護保険法の一部改正に伴い、条例で定めることとされた基準等について必要な事項を規定するためのものでありますので、この後の各議案の報告においては、この部分は省略いたします。

初めに、議案第3号 むつ市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例についてであります。理事者側から、市内3カ所の地域包括支援センターの職員の資格、員数及び運営の基準等を定めるためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第4号 むつ市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例についてであります。理事者側から、指定介護予防支援事業者の指定に関する基準等を定めるものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第5号 むつ市キッズパーク条例についてであります。理事者側から、子育て環境を整え子供の健やかな育成を支援するため、親子で安心して楽しく遊べる屋内遊戯施設を設置するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、相当な混雑が予想される開所当初の対応と事故や苦情等に対する窓口について質疑があり、理事者側から、開所から1カ月程度の、特に土、日曜日には相当な混雑が予想されると考えているので、中心となる3名の職員以外にボランティアの配置や、応援職員の派遣も含めて対応していきたいと考えている。また、苦情等の窓口については、正保育士を館長的立場で配置することで、責任を持った対応ができるとの答弁がありました。

また、別の委員から、今後むつ地区以外にも同様の施設を整備する考えはあるのかとの質疑があり、理事者側から、今回整備したキッズパークの利用状況を検証しつつ、大畑地区においては大畑中央保育所での子育て支援事業との調整を図りながら、川内、脇野沢地区においては既存の建物利

用を検討しながら、子育て支援の環境を整備していく方法を模索していきたいとの答弁がありました。

次に、議案第12号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、平成27年度から平成29年度までの65歳以上の方を対象とする第1号被保険者の保険料の額を定めるとともに、保険料率に係る区分を改めるためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、改定の対象となる被保険者数と引き上げ総額及び低所得者層への軽減対策について質疑があり、理事者側から、対象となる第1号被保険者は1万7,412人で、保険料の月額基準額を5,800円から6,000円に改定することにより3,797万円の増額となるが、国の基準に準じて徴収階層を6段階から9段階へ変更することにより1,199万円の減額となり、総額では2,598万円の増額となる。また、軽減対策については、3月末に政令改正が予定されており、その政令の公布後に第1段階の保険料月額を3,000円から2,700円に引き下げる予定としているとの答弁がありました。

次に、議案第13号 むつ市指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及びむつ市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の一部改正に伴い、条文整備をするためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第14号 むつ市保育所条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、本年3月31日をもって閉所するむつ市立横迎町保育所及び社会福祉法人に経営移譲するむつ市

立大畑中央保育所の両保育所を廃止するとともに、保育料等に関する条文整備をするためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第15号 むつ市斎場条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、むつ市川内斎場の犬、猫等の火葬について、その業務の維持向上を図るため使用料を改定するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、市外居住者の犬、猫等の火葬に係る利用状況について質疑があり、理事者側から、平成23年度が4体、平成24年度が7体、平成25年度は5体となっているとの答弁がありました。

次に、議案第18号 むつ市地域福祉基金条例を廃止する条例についてであります。理事者側から、高齢者、障害者等の福祉の増進に関する事業の財源に充てるために設置した地域福祉基金について、その設置目的を果たしたと見込まれることから廃止するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、基金設置の当初の目的と経緯について質疑があり、理事者側から、平成元年度に本格的な高齢化社会の到来に備え福祉活動の促進と快適な生活環境の形成を図るための交付税措置をもとに地域振興基金として設置したものを、平成4年3月に地域福祉基金と名称を変更し、高齢者や障害者のための福祉事業に柔軟に対応するための基金として運用してきたが、介護保険法の施行により特別会計が設けられ、一般会計での高齢者対策、老人福祉の向上の意味が薄れてきたこともあり、運用実績がなくなり廃止に至ったとの答弁がありました。

次に、議案第21号 むつ市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例についてであります。理事者側から、青少年問題を取り扱う関係機関にお

いて相互の連携が十分に確保されているため、当該協議会の了承を得て廃止するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、平成27年度の介護保険制度改正に伴い、年度内に完了しなければならない事務処理システムの改修に係る経費310万6,000円を財源措置するために、平成26年度むつ市介護保険特別会計補正予算を専決処分したものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、民生福祉常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（山本留義） これで民生福祉常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第33号から議案第40号までについて、予算審査特別委員長の報告を求めます。予算審査特別委員長。

（4番 佐々木 肇議員登壇）

○4番（佐々木 肇） 予算審査特別委員会に付託されました議案第33号 平成27年度むつ市一般会計予算から、議案第40号 平成27年度むつ市水道事業会計予算までの議案8件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月13日、16日及び17日、市長、副市長、教育長及び公営企業管理者ほか関係部局長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の過程で出されました質疑等につきましては、議長を除く全議員で構成する特別委員会でありますので、省略させていただきます。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました各議案について申し上げます。

初めに、議案第33号 平成27年度むつ市一般会計予算及び議案第36号 平成27年度むつ市介護保

険特別会計予算については、委員1名より反対討論がありましたが、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第34号 平成27年度むつ市国民健康保険特別会計予算、議案第35号 平成27年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算、議案第37号 平成27年度むつ市下水道事業特別会計予算、議案第38号 平成27年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算、議案第39号 平成27年度むつ市魚市場事業特別会計予算及び議案第40号 平成27年度むつ市水道事業会計予算は、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で、予算審査特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（山本留義） これで予算審査特別委員長の報告を終わります。

以上で、各委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、午前10時55分まで暫時休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました36議案1報告については、それぞれ区分して質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

◇議案第1号

○議長（山本留義） まず、議案第1号 むつ市教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第2号

○議長（山本留義） 次は、議案第2号 むつ市ふるさと納税寄附金基金条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第3号

○議長（山本留義） 次は、議案第3号 むつ市地

域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第4号

○議長(山本留義) 次は、議案第4号 むつ市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第5号

○議長(山本留義) 次は、議案第5号 むつ市キッズパーク条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第6号

○議長(山本留義) 次は、議案第6号 むつ市大湊展望台条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第7号

○議長(山本留義) 次は、議案第7号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第8号

○議長(山本留義) 次は、議案第8号 むつ市行政手続条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第9号

○議長(山本留義) 次は、議案第9号 むつ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。2番横垣成年議員。

(2番 横垣成年議員登壇)

○2番(横垣成年) 議案第9号 むつ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に対し、反対討論を行います。

本案は、人事院勧告に基づきマイナス1.8%、総額で1,139万7,000円の給与減額を行うものであります。景気を悪化させている最大の要因は、消

費の低迷であります。政府与党もそれを認め、賃上げを財界に要請したところであります。しかしながら、民間給与をベースに勧告を行う人事院勧告がマイナスということは、民間給与の低迷が回復していないということでもあります。

地域経済を悪化させる本案に反対いたします。

○議長（山本留義） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第9号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者20人、起立しない者3人）

○議長（山本留義） 起立多数であります。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第10号

○議長（山本留義） 次は、議案第10号 むつ市職員の給与の特例に関する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。2番横垣成年議員。

（2番 横垣成年議員登壇）

○2番（横垣成年） 議案第10号 むつ市職員の給与の特例に関する条例に対し、反対討論を行います。

本案は、480名の職員に対し、マイナス3%、総額で8,609万6,000円の給与減額を行うものであ

ります。

管理職手当減額を含めると1億857万6,000円もの減額であります。減額の理由は、5億円の支出削減の不足分としての給与削減というものであります。全くもってお粗末な理由としか言いようがありません。

財政悪化の責任は一般職員にはありません。財政悪化の主な要因は、むつ総合病院外来棟のように、必要な施設であっても身の丈に合わない過大な箱物建設、無計画な不要不急の箱物優先の財政運営にあるものであります。誰が過大な箱物建設を進めたのか、誰が無計画的な財政運営を進めたのか、調べればわかるものであります。

無計画的な財政運営の責任を一般職員に負わせる本案に反対いたします。

○議長（山本留義） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第10号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者19人、起立しない者4人）

○議長（山本留義） 起立多数であります。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第11号

○議長（山本留義） 次は、議案第11号 むつ市太陽の恵み基金条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第12号

○議長（山本留義） 次は、議案第12号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。3番工藤孝夫議員。

（3番 工藤孝夫議員登壇）

○3番（工藤孝夫） 議案第12号に反対討論を行います。

本案は、平成27年度から平成29年度までの介護保険の第1号被保険者の保険料率を定め及び保険料率にかかわる区分を改めるためのものであります。

今回の改定率は3.4%であり、基準月額で5,800円から6,000円と200円の増額改定の総額3,797万円の増額となるものです。改定率、改定幅とも3年前の第5期改定時より小幅とはいえ、本市は第1段階から5段階までの市民税非課税者

を含む割合が41%を示している実態を見ると、これ以上の保険料引き上げは耐えがたいものであります。

介護費用は、国が4分の1、都道府県と市町村が8分の1、40歳以上の国民が2分の1の負担です。介護を利用すれば、さらに1割の応益負担となります。介護保険法第1条の趣旨が生かされるべきことは申すまでもありません。財源構成を変えて国の負担をふやし、被保険者の負担を軽減することは急務となっています。このことなくして、保険あって介護なしの不安は解消し得ないことは現実を示していることでもあります。

市におかれましても、市民の命と健康を守る立場から強く国に働きかけていくべきことを求めまして、討論といたします。議員皆様方のご賛同をお願いいたします。

○議長（山本留義） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第12号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者20人、起立しない者3人）

○議長（山本留義） 起立多数であります。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第13号

○議長（山本留義） 次は、議案第13号 むつ市指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及びむつ市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質

疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第14号

○議長(山本留義) 次は、議案第14号 むつ市保育所条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第15号

○議長(山本留義) 次は、議案第15号 むつ市斎場条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第16号

○議長(山本留義) 次は、議案第16号 むつ市消防団条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よっ

て、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第17号

○議長（山本留義） 次は、議案第17号 むつ市図書館資料購入基金条例を廃止する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第18号

○議長（山本留義） 次は、議案第18号 むつ市地域福祉基金条例を廃止する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第19号

○議長（山本留義） 次は、議案第19号 むつ市地域の元気臨時交付金基金条例を廃止する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第20号

○議長（山本留義） 次は、議案第20号 むつ市ふるさと活性化対策基金条例を廃止する条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第21号

○議長（山本留義） 次は、議案第21号 むつ市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第22号

○議長（山本留義） 次は、議案第22号 財産の取

得について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、都市計画道路横迎町中央2号線の道路用地を取得するためのものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第23号

○議長（山本留義） 次は、議案第23号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組規約の変更について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第24号

○議長(山本留義) 次は、議案第24号 新市まちづくり計画の変更について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第25号

○議長(山本留義) 次は、議案第25号 むつ市過疎地域自立促進計画の変更について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第26号

○議長(山本留義) 次は、議案第26号 公有水面埋立てに係る意見について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第31号

○議長(山本留義) 次は、議案第31号 平成26年度むつ市下水道事業特別会計補正予算について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第32号

○議長(山本留義) 次は、議案第32号 平成26年度むつ市水道事業会計補正予算について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第33号

○議長(山本留義) 次は、議案第33号 平成27年

度むつ市一般会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。2番横垣成年議員。

(2番 横垣成年議員登壇)

○2番(横垣成年) 議案第33号 平成27年度むつ市一般会計予算に対し、反対討論を行います。

歳入では、地方交付税が前年度より6億5,000万円の減、電源立地地域対策交付金など原発マネーは前年度より2億4,020万7,000円の減となっており、ますますの支出の精査をしなければならないし、不要不急の箱物は厳しく慎まなければならない状況となっております。

歳出においては、本庁舎の照明器具のLED化に2,510万3,000円、健康増進費7,577万9,000円、消防団員の出動手当1,700円から2,000円への増額、脇野沢小学校建設事業2億8,498万9,000円など、市民生活に欠かせない事業がある一方、福島原発事故がまだ収束していないにもかかわらず事故前と変わらない予算、原子力広報調査費1,308万3,000円が計上されております。これは、原子力を正しく理解してもらうものでありますが、大間原子力発電などの視察となっております。要望しても一向に福島原発事故の視察は行おうといたしません。高校生には、ぜひとも福島原発事故や被災した住民の状況を視察させるべきであります。

また、財政悪化が強調されているにもかかわらず不要不急の箱物事業、道の駅整備事業費1,012万8,000円が計上されておりますが、事業費総額の全体像を明らかにしようとはいたしません。

公共用地取得事業特別会計では、道の駅予定地 1万2,500平米の土地取得に2億1,080万8,000円の支出が予定されております。事業費の全体像を明らかにしないのであれば、財政健全化の道はほど遠いものであります。事業の縮小、廃止の決断を求めたいと思います。

本庁舎の南側の道路である横迎町中央2号線整備事業費5億3,200万円が計上されておりますが、全体で12億円規模の事業となる予定であります。無計画的に本庁舎を移転し、バイパス混雑解消のため必要となったものであります。無計画的な事業が予想外の支出を生む悪循環の典型と言えるものであります。

不要不急の事業、北の防人大湊地区整備費1億2,679万9,000円が計上されております。展望台外構工事などをするというものであります。これで北の防人事業は終了となるものですが、展望台建設に2億4,000万円もの金額が支出される予定となっております。閑古鳥が鳴くような施設とならないことを願うばかりであります。

人事院勧告の減額に追い打ちをかけるように一般職員の給与減額、マイナス3%減額される予算ともなっております。

無計画的な維持管理費だけがかさばる不要不急の箱物建設はもうやめて、第1次産業と人材育成に力を入れ、原発から撤退し、自然エネルギー、水素エネルギー社会を見据えたむつ市政となることを願い本案に反対いたします。

○議長（山本留義） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第33号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者21人、起立しない者3人）

○議長（山本留義） 起立多数であります。よって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第34号

○議長（山本留義） 次は、議案第34号 平成27年度むつ市国民健康保険特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第35号

○議長（山本留義） 次は、議案第35号 平成27年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第36号

○議長(山本留義) 次は、議案第36号 平成27年度むつ市介護保険特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。3番工藤孝夫議員。

(3番 工藤孝夫議員登壇)

○3番(工藤孝夫) 議案第36号 平成27年度むつ市介護保険特別会計予算案に対し、反対討論を行います。

本特別会計予算案は、平成27年度から平成29年度までの第1号被保険者にかかわる保険料で、値上げ総額3,797万円を含むものであります。政府は、施設から在宅への方針のもと、特別養護老人ホーム建設などの介護報酬を2.27%引き下げることと決定しました。特別養護老人ホームなどでつくる協議会の発表では、約6割近くの施設が赤字になるとし、サービスや職員へのしわ寄せは避けられないと危惧しております。このしわ寄せは、結局患者や家族、職員となることは明らかで、介護難民の一層の増大につながるものです。介護サービスを向上しようとするれば、保険料の値上げに

跳ね返り、保険料の自己負担を抑えるとサービスの低下につながる、しかも保険料納入の被保険者が介護が必要となっても等しく安心して介護サービスを受けられる保障はありません。こうした介護保険法の本来の趣旨と反した保険制度は抜本的に改められるべきものであります。また、国の公的負担の大幅な引き上げが急務であります。

以上、議案第12号同様、反対討論といたします。議員皆様方のご賛同をお願いいたします。

○議長(山本留義) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第36号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者21人、起立しない者3人)

○議長(山本留義) 起立多数であります。よって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第37号

○議長(山本留義) 次は、議案第37号 平成27年度むつ市下水道事業特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第38号

○議長(山本留義) 次は、議案第38号 平成27年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第39号

○議長(山本留義) 次は、議案第39号 平成27年度むつ市魚市場事業特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第40号

○議長(山本留義) 次は、議案第40号 平成27年度むつ市水道事業会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

◇報告第3号

○議長(山本留義) 次は、報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、平成26年度むつ市介護保険特別会計補正予算について報告及び承認を求めるものであり

ます。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、報告第3号は委員長報告のとおり承認されました。

◎日程第38 議案質疑、討論、採決

◇議案第41号

○議長(山本留義) 次は、日程第38 議案第41号平成26年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので発言を許可します。2番横垣成年議員。

○2番(横垣成年) 2点ほどお願いいたします。

補正予算書の10ページの防災対策費、要援護者等屋内退避施設確保事業費として2億円が補正計上されておりますが、これの内訳をお聞きしたいなというふうに思います。

それと、2点目ですが、この2億円の使い方といますか、これはこの事業だけで全部使い切ってしまうのか、それとももっと別の事業に使うことができるのかということも含めて、私は一般質問でも取り上げましたが、南通りの地域の方は、やっぱり防災行政無線がとてもではないが聞こえ

ないということで、緊急にやはり戸別受信機というものを、このお金を使って整備できないものかということもお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長(山本留義) 総務政策部長。

○総務政策部長(伊藤道郎) お答えいたします。

要援護者等屋内退避施設確保事業につきましては、奥内小学校の多目的ホール及び多目的活動室に放射線防護対策を講ずるもので、放射性物質除去フィルターを設置するとともに、窓枠の補強、あるいは扉の二重化などを行うものでございます。現段階では、概算での内訳となりますが、調査設計費1,500万円、土木建築工事費1億8,000万円、施工管理費475万円、建築確認費用等の事務費25万円の合計2億円を見込んでおります。

また、この事業につきましては、国から県を通しての全額補助により実施することとなっておりますことから、この事業に係る必要な経費以外は補助対象となっておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長(山本留義) 2番。

○2番(横垣成年) 整備しなくてはいけない事業は、これ以外にもいろいろあると思うのですが、今回はこういう事業が補助されたということですが、これ以外でも何か申請する予定とかというのがあればあわせてお聞きしたいし、先ほど言った戸別受信機ですか、やっぱりこういうものなんかでも本当に命にかかわる、情報がすぐ入らないということは、その人の動作がもうおくれるということでもありますから、しかも冬なんか窓を閉め切っていれば、もう放送は全然聞こえないで、今でもその放送を聞くに当たってわざわざ外に出て畑まで行って防災行政無線の何しゃべっているのかなというふうなことを聞く状況でありますから、当然何か放射線が出たということで、わざわざ外に行って畑まで出て聞かなくてはいけないよ

うな状況という、もう被曝してしまうわけです。やっぱりこういうことを考えれば、緊急にこういう戸別受信機というのも要請して、国から補助金の対象にしてほしいということでぜひとも声を上げてほしいというか、行動を起こしてもらいたいのですが、そこのところの考え方もお聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） お答えいたします。

そのほかに何か事業をやらないのかというようなことでございますけれども、まずこの事業につきましては、原子力発電所からおおむね10キロ圏内の避難のための一時集合場所となる施設について放射線の防護対策を講じるべきというようなことで国のほうから指針が示されたことに伴って行うものでございます。10キロ圏内といいますと、このほかにも、奥内小学校のほかにも近川中学校の体育館とか、旧中野沢小学校の体育館もございます。しかしながら、この部分につきましてはコンクリートではないというようなことなどで補助の対象とはならなかったというような部分もございます。この事業につきましては、全額国の負担というようなことで、市の負担がゼロというようなことでございますので、このような事業についてはこれからも取り組んでいきたいと思っておりますけれども、この公共施設以外にも民間の施設のほうで6施設ほど同様の事業を今年度行っているというようなことでございますので、その辺もあわせてお知らせしておきます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 何回も言うようですが、戸別受信機についてはそういう補助対象になるものかどうか、そこのところもちよっと最後お聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 戸別受信機につま

しては、補助対象とはなっておりませんので、ご了承願いたいと思います。

○議長（山本留義） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第41号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第41号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第41号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎日程第39～日程第40 議員提出議案 上程、提案理由説明、質疑、討論、 採決

◇議員提出議案第1号

○議長（山本留義） 次は、日程第39 議員提出議案第1号 むつ市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。18番大瀧次男議員。

（18番 大瀧次男議員登壇）

○18番（大瀧次男） 議員提出議案第1号 むつ市議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長を置くことなどを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正とあわせ、地方自治法第121条の長及び委員長等の出席義務に関する規定が改正されたことに伴い提案するものであります。

なお、本議案については、全議員25人で提案するものであります。

以上、上程されました議員提出議案第1号の提案理由でありますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（山本留義） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議員提出議案第1号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第1号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

◇議員提出議案第2号

○議長（山本留義） 次は、日程第40 議員提出議案第2号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。10番石田勝弘議員。

（10番 石田勝弘議員登壇）

○10番（石田勝弘） 議員提出議案第2号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について、意見書案の朗読をもって提案理由にかえさせていただきます。

わが国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼる。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体

障害者福祉法上の障害認定（障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準がきわめて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成23年12月）には、「とりわけ肝硬変及び肝がん患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされた。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていない。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、本議会は、下記事項を実現するよう強く要望する。

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

以上が提案理由であります。よろしく願いいたします。

○議長（山本留義） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議員提出議案第2号の質疑を終わります。

す。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第2号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

なお、本意見書の提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣としたいと思っております。ご了承願います。

◎閉会の宣告

○議長（山本留義） これで、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

以上で、むつ市議会第223回定例会を閉会いたします。

午前11時55分 閉会